

国民年金保険料

4月から月額8,400円に

平成2年4月から国民年金保険料は、月額8,400円に引き上げられます。

国民年金は、年をとったときや不幸にして障害者や母子家庭となってしまったときの生活の大きな支えとなっています。

この年金は、加入者のみなさんが納めている保険料と国の負担金でまかなわれており、働く若い世代が納める保険料で、今のお年寄りの年金を支えていく仕組みになっています。

年金を支えるのはあなた。

高齢化が進むにつれて、年金をもらう人も年々増えており、それだけに財源も大変多く必要になってきました。

そこで、保険料と年金額のバランスや生活水準などを考慮し、いつの時代にも年金制度が健全に運営できるように、皆さんの急激な負担をさけ、段階的に引き上げているわけです。

老後の安心のためにも保険料の引き上げにご理解いただき、もれなく納付してください。

保険料の額

定額保険料

8,400円
(月額)

付加保険料

400円
(月額)

平成2年度

るようお願いいたします。

国民年金の保険料は、町で発行する納付書で、毎月金融機関に出向き納めるようになっていきます。

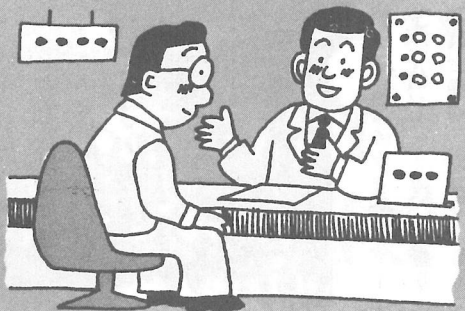
気をつけているようでも、うっかり忘れてたりして、これがたび重なりと保険料も多額になり、滞納に結び付いてしまふことがあります。そして、いざ年金が必要になったときに受給できないということになりかねません。

そんなことにならないように、あなたの預金口座から振り替える口座振替にしたらい

保険料の前納

1年分、または一定期間分の保険料をまとめて前納(4月27日まで)すると、納期ごとに納める手間がはぶけるうえ、割引されます。

くわしくは、国民年金係へお問い合わせください。



保険料を納めるのが困難な人

保険料の免除制度をご利用ください。免除を受けたい方は、印鑑を持って住民課年金係で手続きをしてください。

かがでしようか。毎月納めに行く手間がはぶけ、納め忘れもなく安心です。手続きは、あなたの預金口座のある金融機関へ、町から送付された納付書、預金通帳、印鑑をお持ちのうえお申し込みください。